

義寂の戒律思想

——『菩薩戒本疏』の菩薩戒観と影響関係について——

法 長 (李 忠 煥)

新羅神文王代の僧侶である義寂(7世紀半ば～)¹⁾は、義湘の十大弟子の一人で、入唐して玄奘から唯識を学び、道證から唯識六家の一人に数えられる。しかし、義寂の著述と思想に華嚴と関連したものがほとんどないため、彼を法相宗の人と見る見解もある²⁾。

義寂は30余部80余巻の著述があったと言われるが、現存するものは『法華經論述記』巻上、『無量寿經述義記』復元本、『菩薩戒本疏』のみである。『菩薩戒本疏』(以下『義寂疏』)は『梵網經』下巻の偈頌から註釈したもので、同時代の勝莊(生没未詳)の『梵網經述記』(以下『勝莊記』)のように『梵網經』に『瑜伽師地論』(以下『瑜伽論』)を用いて註釈したという特徴がある。しかし、義寂の戒律観と註釈は勝莊のそれと根本的な違いがあるので、影響関係を論ずるのは多少無理がある。そして、『瑜伽論』を用いて菩薩の犯戒行を無犯と判断するという点では、元暁(618-676)・法蔵(643-712)以後の註釈と類似している。また、智顛(538-597)の『菩薩戒義疏』(以下『智顛疏』)を「古疏・旧説」などの異名で引用したと言われ、智顛との関係性も論じられている。

本研究は、『義寂疏』の戒律観と註釈の特徴を調べ、智顛以後から太賢以前までの『梵網經』註釈書と比較して『義寂疏』の位置付けと影響関係を明らかにしたい。

『義寂疏』の核心は「宗趣」と「体相」にあると言われる³⁾。「宗趣」では、戒法を「受」と「随」に分けて受戒者の器、授戒者の徳、受戒方軌などを説く。まず、義寂は戒について、『菩薩瓔珞本業經』(以下『本業經』)を引用して「戒者、是一切行功德藏根本、正向仏果道一切行本」(T40.657c)と言い、戒体については「故彼經云、一切菩薩凡聖戒尽心為体、是故心尽戒亦尽、心无尽故戒亦无尽」(T40.659b)と説明する。この『本業經』の經文は菩薩戒の「一得永不失」を説明する際によく引用されている。そして、梵網戒について無上菩提の根本であり⁴⁾、諸仏の本

師である⁵⁾と言い、『義寂疏』は梵網戒を中心に著したものであることを明らかにしている。

このような傾向は「受」の「簡器」にも見える。義寂は受戒の器（機根）を「有感戒之善・無障戒之悪」に分け、「善」は菩薩種姓と発菩提願であると説く。つまり、『梵網経』は菩薩種姓のための戒で、受戒者の機根は菩薩のみである⁶⁾。また、受戒者は法師の話を理解できる者だけであると説いているが、これは三業による受戒・持戒と関係する。前述のように『義寂疏』の核心は「宗趣」と「体相」にある。特に「宗趣」の「受」は戒法を受け入れる身を、「随」は戒法を持する心を意味する⁷⁾。また、「受」の「善」を菩薩種姓と発菩提願と言ったように、受戒の誓願を立てなければならないので、必ず口業が必要である。したがって、義寂は話の理解という条件を設けて身口意の三業による受戒を完成したのである。また、「体相」で戒の自性は表業・無表業、戒体は三業、戒相は十重四十八軽戒であると説く⁸⁾。三業を戒体と見た義寂にとって発菩提願と話の理解は当然な条件であったと考えられる。

次いで、『義寂疏』は内容の中核に三聚浄戒をすえていると言われる⁹⁾。特に摂律儀戒を中心に梵網戒のみならず七衆戒まで説いている。義寂は『瑜伽論』を引用し、「三種の戒は摂律儀戒を摂持することによって和合する。…摂律儀戒を犯せば全ての三聚浄戒を犯すことになる¹⁰⁾」と言う。また「摂善法戒は摂律儀戒を受けた後、大菩提のために身口意の三業によって諸善を積集したものである¹¹⁾」と言う。つまり、三聚浄戒は摂律儀戒によって成り立つもので、先に摂律儀戒を受けてから他の二戒が生ずる仕組みである。摂律儀戒については「諸菩薩が受けなければならない七衆の別解脱律儀で…出家在家が依止するものである¹²⁾」と説き、その内容は「摂律儀戒は『対法論（大乘阿毘達磨雜集論）』から、他の二戒は『瑜伽論』七十五卷から抜き出したものである¹³⁾」と説明する。また『梵網経』では「前の十重戒は摂律儀戒で、後の四十八軽戒は他の二戒である¹⁴⁾」と言う。つまり、摂律儀戒は菩薩を対象とするもので、七衆戒の全てを含めている菩薩戒である。

しかし、義寂は註釈に『瑜伽論』を58回、律を27回も引用している¹⁵⁾。これによって『義寂疏』の摂律儀戒を声聞戒と見る見解もあるが¹⁶⁾、吉津の説明によれば¹⁷⁾、義寂は『瑜伽論』『菩薩地』のみを引用して『梵網経』を一乗の方向に絶対化し、瑜伽戒や律などの声聞戒を包摂して梵網戒の説明をより補完した。これによって『梵網経』は七衆戒を含めた一乗戒になるのである。『梵網経』を一乗と見る義寂の見解は、『梵網経』と『華嚴経』の関係からも確認できる¹⁸⁾。ま

ず、『梵網經』を『華嚴經』と同じく成道後第二週目に説かれた經典であると説く¹⁹⁾。また『蓮華台』の解釈で、『梵網經』の盧舎那仏の住処を『華嚴經』の蓮華藏世界と同じところであると説く²⁰⁾。即ち、義寂は『梵網經』を単なる菩薩戒を超えて、七衆戒の一切を包摂した一乗戒として扱っている。

このような『梵網經』の扱いは「大小先後」の問題とも関係する。義寂は受戒の順を「先小後大」と「先大後小」に分けている。まず「先小後大」について、小乗戒を捨てず大乘戒を受けたとしても、その残っている小乗戒は大乘戒に変わったものなので、小乗戒ではないと説明する²¹⁾。「先大後小」については、大乘から退いて小乗に入ったら大乘戒を失ったことになるが、大乘のままに小乗戒を受けても大乘戒を失うことはなく、たとえ声聞戒を受けたとしても小乗人とは言わないと説明する²²⁾。義寂は順序に関係せず一度でも大乘戒を受けたら小乗戒を包摂した大乘人になると説く。しかし、義寂は有る人の質問に対して「先小後大」の立場を示し、優婆塞戒・沙弥戒・比丘戒を受けてから菩薩戒を受けるべきであると説明する。ところが、これは摂律儀戒によって他の二戒を得るための説明で、前述のように声聞戒を土台に、その上に菩薩戒を受けて七衆戒を包摂した摂律儀戒の功德を説明したものである²³⁾。また、義寂は先に大乘の威儀と経律を学ぶべきであり²⁴⁾、菩薩戒を究竟まで具足・受持しても、菩薩戒を謗れば信心がない有情なので決して悟ることができないと説明する²⁵⁾。このように義寂は、註釈に声聞戒と瑜伽戒を用いて、梵網戒はそれを包摂している一乗の菩薩戒であり、摂律儀戒として三聚浄戒を完成させるものであると力説する。

梵網戒を優位に置いた内容は、各戒の条目（以下「戒条」）からも確認できる。義寂は「具縁成犯」と「学処同異」という項目で、『瑜伽論』と律などを引用して菩薩戒との犯戒の違いと無違犯などを説明する。特に、菩薩戒の罪を声聞戒より厳しく説いて優越性を示す²⁶⁾。そして、菩薩戒の「開遮」について、声聞戒と違って菩薩戒では衆生の利益のためなら犯戒でも犯すと説く²⁷⁾。また、菩薩の犯戒について『瑜伽論』「菩薩地」を引用して、衆生のための犠牲であるから罪ではなく功德になると説明する²⁸⁾。

このように義寂は、『瑜伽論』と律などの声聞戒をよく用いて『梵網經』を註釈した。しかし、これは声聞戒を中心にしたのではなく、それを包摂して『梵網經』の説明を補完し、一乗の戒としてより確固たる位置付けをしたものである。

次に、『義寂疏』には「古疏・旧説」などの異名で『智顛疏』が引用されている。これについて吉津は「天台が七衆戒の解釈を梵網戒に持ち込んでいると必ず

義寂は梵網戒独自の絶対的な立場を提示して批判する」（1991: 581-582）と言い、戒律観が異なった『智顛疏』を批判していると述べる。また、崔（1999: 167-170）は『智顛疏』を批判する部分もあるが、全体的な引用から智顛の影響があり、それは踏襲ではなく参照であったと述べる。二人の説に各々納得がいくが、『義寂疏』の撰律儀戒の定義と戒律観から考慮すれば、『智顛疏』に入っていなかった『瑜伽論』を用いて註釈するためには、その内容を批判しなければならなかったと考えられる。さらに、一乗の戒としての厳格さや「開遮」「無違犯」などの『義寂疏』のみの独自性を主張するためには、当時最も影響力があった『智顛疏』の批判は不可欠な要素であったと考えられる。

そして、『義寂疏』の犯戒判断と三聚浄戒の導入などの特徴は元暁・法蔵と類似している。二人も註釈に三聚浄戒を積極的に用いており、衆生のための犯戒行を無犯と判断する。しかし、法蔵は教判において『華嚴經』だけを一乗と見るので、義寂とは根本的な違いがある。元暁の場合は『瑜伽論』を引用せず独自の「達機菩薩」という概念で無違犯を説いているが、『梵網經』を一乗分教と見る点や²⁹⁾、三聚浄戒を用いて『梵網經』に一切戒を包摂している点などから義寂と深く関係すると考えられる³⁰⁾。

次に、勝莊との関係は吉津（1991: 593）によって『勝莊記』が『義寂疏』を引用したことが明らかにされているが、『勝莊記』は『瑜伽論』を優位に置いて『梵網經』を註釈したもので、註釈の性格に根本的な違いがあると考えられる。

太賢との関係について、吉津（1991: 663-664）は、太賢は元暁・法蔵・義寂のように『梵網經』の戒の高邁さを主張しようとしたと言う。しかし、崔（1999: 215）は瑜伽戒を土台に『梵網經』を註釈したという点から太賢は義寂・勝莊と同じ系統であり、智顛・元暁・法蔵とは違うと言う。しかし、義寂と太賢は決して勝莊のように『瑜伽論』を優位に置いて註釈したのではない。太賢は、『梵網經』上下巻を註釈して『華嚴經』と『梵網經』を一体化しており、三聚浄戒を諸戒であると定義づけている。また、『義寂疏』を5回引用しており、『瑜伽論』を13ヶ所に引用して菩薩の無違犯を説いている³¹⁾。註釈においても義寂と太賢は類似している。例えば、第一殺戒では無違犯を許さず一切の殺生を禁じており、第二盜戒でも他人の物を盗めば重罪になるが、同じく『瑜伽論』を引用して衆生済度のためなら許している。また、法を守るためなら武器の所持を許すが、義寂は害心を持つのは禁じている。国師や僧統についても国の安樂のためなら許すが、義寂は国師に関しては在家菩薩に限っている。このように太賢の註釈には義寂と相当

に類似した解釈と思想が見られる。しかし、太賢は『義寂疏』を単に踏襲したのではなく、一層大乘的に進んだ形に註釈したと考えられる。

以上のように、義寂は『梵網經』の菩薩戒を悟りの根本と見て、その対象を菩薩に限っている。そして、三聚淨戒の摂律儀戒を積極的に用いて梵網戒に七衆戒を包摂しており、一度でも大乘戒を受けたら大乘人になると言って菩薩の地位を一層高めた。また、『瑜伽論』を引用して菩薩行の範囲を広げたが、「菩薩地」だけを用いて三乗の方向は避けた。更に『梵網經』を『華嚴經』と同類と見て、一乗の戒としてより確固たる位置付けをした。

このような『義寂疏』は多くの部分で『智顛疏』を引用しているが、これは『瑜伽論』の内容を加え、義寂独自の註釈を著すための試みであったと考えられる。法藏との関係は一乗に関する教判の違いがあり、勝莊とは『瑜伽論』の使い方に違いがあるので、影響関係を論ずるのに多少問題がある。元暁は教判と犯戒の判断と三聚淨戒の活用などで義寂と相当に類似している。太賢は義寂から影響を受けて、菩薩行の範囲をより広げた。つまり、義寂は以前の註釈書を土台に、一層一乗の性格が強くなった独自の『梵網經』註釈を著したであろうと考えられる。特に元暁、太賢との関係が深いと考えられるので、三人の註釈書の比較を今後の課題にしたい。

-
- 1) 義寂の生没年について、一般的に『三国遺事』巻4に出ている義湘との関係から7世紀半ばと推測しているが、師（2014: 73）は義寂著と言われる『大乘義林広章』が窺基の『大乘法苑義林章』を批判している内容から、その年代について疑問を提起している。
 - 2) 義寂の系統について、崔（1999: 160）は多様な学説をまとめて説いている。
 - 3) 吉津（1991: 575）、朴（2017: 287）。
 - 4) 戒本者、今此戒經為戒行本也。又此戒行是菩提本（T40.661a）。
 - 5) 本師戒者、諸仏以戒為本師（T40.662a）。
 - 6) 吉津（1991: 575-577）は、『義寂疏』と『智顛疏』は機根説が類似しているが、義寂が菩薩種性に限ったことによって、その扱いに大きな違いがあると述べる。
 - 7) 戒法無量要唯受隨。受則業本初暢納法在身。隨則持心後起顯縁防護（T40.656b）。
 - 8) 次体相者、体謂戒之自性即表無表。三業為体。…相者、戒之種類、謂十重四十八輕（T40.660b）。
 - 9) 吉津（1991: 579）。
 - 10) 此三種戒由律儀戒之所摂持令其和合。…是故若有毀律儀名毀一切（T40.660b）。
 - 11) 撰善法戒者、謂諸菩薩受律儀戒、後所有一切為大菩提、由身語意積集諸善（T40.670b）。
 - 12) 律儀戒者、謂諸菩薩所受七衆別解脫律儀即是苾芻戒。至近事女戒如是七種依止在家出家二分（T40.670a）。
 - 13) 此中律儀文鈔対法、餘二戒文鈔瑜伽七十五卷（T40.660b）。
 - 14) 前十重戒判為律儀、後四十八分為餘二（T40.670a）。
 - 15) 崔（1999: 164-166）。
 - 16) 朴（2017: 293）は、摂律儀戒の説明に『対法論』を用いたのは、義寂が『瑜伽論』の

- 摂律儀戒の説明が重義的であることを知っていたから、声聞戒を用いたのではないかと言ひ、声聞戒の立場から理解しても良いのではないかと疑問を持つ。一方、崔（1999: 166）は、義寂が多くの戒条で『瑜伽論』を引用していることから、義寂は唯識学僧ではなかったかと問題提起している。
- 17) 吉津（1991: 579）は、「これは先の三乗の方向を避けて、一乗の方向に絶対化したという判断と矛盾しないだろう、『瑜伽論』自体はたしかに三乗の立場にあるが、特にその「菩薩地」の部分のみを引用してくることは『梵網経』の戒律をより強固に補完するためのものであったといえよう」と説く。
 - 18) 吉津（1991: 578-579）。
 - 19) 依十地論，成道初七日或自受法樂思惟因縁，故未起説，第二七後方興言説，今言初結者，応是第二七日中也（T40.662b）。
 - 20) 蓮華台者，即蓮華中蓮実所附処也，其量周圍千三千界，此是座量非国土量，華嚴所説蓮華藏世界者，即是所統之世界也（T40.661b）。
 - 21) 一云，若迴心時小転成大，故前小戒不捨而在，而不可名爲小乘戒，以迴心故共声聞戒更不新增，若不共戒受時新得（T40.658b）。
 - 22) 先大後小者，若退大入小即失大戒，若不退大随学小者不失前大，雖受声聞戒，不名爲小乘人也（T40.658b）。
 - 23) 問有人言，必先受声聞戒後受菩薩戒，是義云何，答未必然也，何容菩薩必先起小心然後入大乘，然經説云，若言不受優婆塞戒沙弥戒比丘戒得菩薩戒，無有是処，譬如重樓不由初級得第二級，無有是処者，要由律儀爲依止故，方得後二，故作是説（T40.659a）。
 - 24) 文中応以好心先学大乘威儀経律広開解義味者，爲無倒教他，先当自正学如此経及善戒経決定毘尼菩薩地持等，即是大乘威儀経律也（T40.675c）。
 - 25) 菩薩地云，又諸菩薩於受菩薩戒律儀法，雖已具足受持究竟，而於謗毀菩薩藏者無信有情，終不率爾宣示開悟（T40.686c）。
 - 26) 義寂の多くの戒条で声聞戒と菩薩戒を比較している。例えば、第一殺戒では『瑜伽論』と比較して「三下品，謂下四趣，一云，若害但犯軽垢，非道器故。…声聞戒中初雖總説，下則簡別，此中不爾，曾無簡別，故知是重。」（T40.664a）と言ひ、下品であっても菩薩戒では重罪になると説く。また、第二盜戒では律と比較して「有人，准律唯取人物五錢已上方犯重也。一云不爾。文云，乃至鬼神有上物物一針一草不得故盜，故知異声聞也。」（T40.665a）と言ひ、菩薩戒では他人の物なら金額と関係せず重罪になると説く。
 - 27) 二開遮異，声聞唯遮無開，大士有益便開（T40.664b）。
 - 28) 如是菩薩意樂思惟，於彼衆生或以善心或無記心知此事已，爲当来故深生慚愧，以憐愍心而断彼命，由是因縁於菩薩戒無所違犯生多功德（T40.664b）。
 - 29) 唐朝海東新羅国元曉法師造此経疏，亦立四教。…三一乘分教，如瓔珞経及梵網等，四一乘満教，謂華嚴経善賢教，釈此四別如彼疏中（T35.111a）。
 - 30) 元曉は、『梵網経菩薩戒本私記』で梵網戒を三聚浄戒であると説き、『菩薩戒本持犯要記』では戒を「多羅戒本（『梵網戒』）」「達磨戒本（『瑜伽戒』）」「別解脱戒経（『具足戒』）」に分け、「多羅戒本」を中心に他の戒本を包摂した。
 - 31) 崔（1999: 193）。

〈参考文献〉

- 睦楨培 1987「義寂の菩薩戒本疏の研究」東国大学博士学位論文。
 吉津宜英 1991『華嚴一乘思想の研究』大東出版社。
 崔源植 1999『新羅菩薩戒思想史研究』民族社。
 師茂樹 2014「義寂と新羅の唯識思想」『東国史学』56: 65-91。

(228)

義寂の戒律思想（法 長）

朴妯娟 2017 「義寂『菩薩戒本疏』の基礎研究」『韓国思想史学』56: 277-304.

〈キーワード〉 『梵網経』, 『菩薩戒本疏』, 義寂, 勝莊, 太賢

（海印寺僧伽大学教授，文学博士）

新刊紹介

末木文美士・蓑輪顕量 西本照真・陳継東 金天鶴・岡田文弘 編著

仏教の歴史2「東アジア」
（宗教の世界史 第4巻）

四六版・344頁・本体価格3,500円
山川出版社・2018年8月